

【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

頁数	正	誤
192	<p>問 3 解説</p> <p>イ ガス関係報告規則第 4 条第 1 項第 5 号に記載の通り、報告を要する。</p> <p>ロ ガス関係報告規則第 4 条第 1 項第 4 号及び第 8 号により、製造支障時間が 10 時間以上のものを報告対象としており、本題では 6 時間となっているため該当しない。</p> <p>ハ ガス関係報告規則第 4 条第 1 項第 3 号に記載の通り、報告を要する。</p> <p>ニ ガス関係報告規則第 4 条第 1 項第 9 号では最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故を速報の報告対象としており、本題における最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物は同項第 10 号により詳報のみの報告対象となっているため該当しない。</p> <p>ホ ガス関係報告規則第 4 条第 1 項第 15 号に記載の通り、報告を要する。</p> <p>従って報告を要さない選択肢は（ロ）及び（ニ）であり、（3）が正解である。</p>	<p>問 3 解説</p> <p>イ ガス関係報告規則第 4 条第 5 項に記載の通り、報告を要する。</p> <p>ロ ガス関係報告規則第 4 条第 4 項では製造支障時間が 24 時間以上のものを報告対象としており、本題では 6 時間となっているため該当しない。</p> <p>ハ ガス関係報告規則第 4 条第 3 項に記載の通り、報告を要する。</p> <p>ニ ガス関係報告規則第 4 条第 9 項では最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故を報告対象としており、本題では最高使用圧力が低圧となっているため該当しない。</p> <p>ホ ガス関係報告規則第 4 条第 15 項に記載の通り、報告を要する。</p> <p>従って報告を要さない選択肢は（ロ）及び（ニ）であり、（3）が正解である。</p>
193	<p>問 6 解説</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 技告示第 3 条第 3 号に記載の通り正しい。</p> <p>以下、略。</p>	<p>問 6 解説</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 技告示第 3 条第 3 項に記載の通り正しい。</p> <p>以下、略。</p>

頁数	正	誤
195	<p>問 12 解説</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 技省令第 58 条第 2 項に記載の通り正しい。</p> <p>(5) 技省令第 57 条第 3 号に「・・・ガスの圧力が異常に<b>上昇することを防止する装置</b>を設けること。」との記載があるが、問題文は「・・・ガスの圧力が異常に<b>低下した場合に供給を維持する装置</b>を設けること。」となっているため、誤り。</p>	<p>問 12 解説</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 技省令第 58 条第 3 項に記載の通り正しい。</p> <p>(5) 技省令第 57 条第 3 項に「・・・ガスの圧力が異常に<b>上昇することを防止する装置</b>を設けること。」との記載があるが、問題文は「・・・ガスの圧力が異常に<b>低下した場合に供給を維持する装置</b>を設けること。」となっているため、誤り。</p>
195	<p>問 13 解説</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 140 条第 2 号には、経済産業省令で定めるガス用品の型式の区分について経済産業大臣に「届け出ることができる。」と規定しているが、問題文は「申請し認められなければならない。」となっており、誤り。</p> <p>(3) 法第 145 条第 1 項第 3 号に記載の通り正しい。</p> <p>(4)、(5) 略</p>	<p>問 13 解説</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 140 条第 2 項には、経済産業省令で定めるガス用品の型式の区分について経済産業大臣に「届け出ることができる。」と規定しているが、問題文は「申請し認められなければならない。」となっており、誤り。</p> <p>(3) 法第 145 条第 3 号に記載の通り正しい。</p> <p>(4)、(5) 略</p>